鳥取県告示第739号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在	居宅介護事業所の名	居宅介護事業所の所	変更年月日
	地	称	在地	多 史平月日
株式会社エルフィ	米子市両三柳193-	ほのぼのエルル両三	米子市両三柳193-	平成22年9月29日
ス	3	柳	3	
社会福祉法人トマ	東伯郡北栄町北条島	ヘルパーステーショ	米子市東福原六丁目	平成22年11月13日
トの会	366 — 7	ントマトよなご	2 - 22	

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名 称	介護予防事業所の所 在地	変更年月日
株式会社エルフィ	米子市両三柳193-	ほのぼのエルル両三	米子市両三柳193-	平成22年9月29日
ス	3	柳	3	
社会福祉法人トマ	東伯郡北栄町北条島	ヘルパーステーショ	米子市東福原六丁目	平成22年11月13日
トの会	366 — 7	ントマトよなご	2 - 22	